

マイナンバー(個人番号)制度が始まります

平成27年10月から全てのへ住民票の住所にマイナンバー(個人番号)についての「通知カード」が送付され、希望者には申請により「個人番号カード」が交付されます。

この制度は、社会保障と税の各制度における効率性、透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上を図ることが可能となる社会基盤です。



マイナンバーとは何ですか？

日本国内の全住民に通知される、一人一人異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。また、法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定されます。

マイナンバー制度でどう変わるの？

マイナンバー制度が導入されると、行政事務における情報管理・利用が一層効率化されるため、次のような効果が期待されます。

◆公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスへの給付状況を把握しやすくなりま

◆国民の利便性の向上

す。負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。本当に困っている人へのきめ細やかな支援ができます。

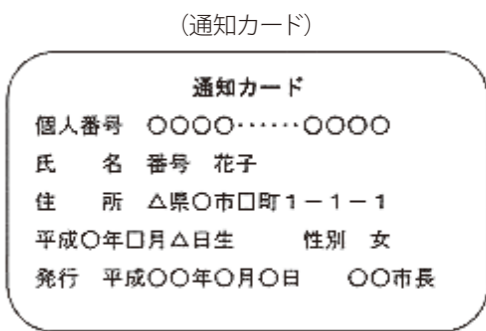
2種類のカードって？

マイナンバー制度では通知カードと個人番号カードの2種類が取り扱われます。そのカードの違いは次のとおりです。

◆通知カード

各個人に対してマイナンバーを通知することを目的とした紙製の簡易的なカードです。券面には氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されます。平成27年10月からすべての人に送られる予定となっています。

※原則として通知カードは住民票の世帯ごとを送られます。住民票の住所と異なる所にお住まいの方は、受け取ることができない可能性があります。ご了承ください。



◆行政の効率化

行政事務が効率化され、国民のニーズに、これまで以上に対応できるようになります。被

◆個人番号カード

現在の住民基本台帳カードに代わって本人確認のための身分証明書として利用できるプラスチック製のICカードです。券面の表面には氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にはマイナンバー(個人番号)が記載されます。10月から通知カードによりマイナンバーが通知された後に、申請すると平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

個人番号カードはどうしたらもらえるの？

次のポイントを確認して個人番号カードを確実に受け取り、有効に使いましょう。

◆簡易書留の中身を確認

マイナンバーの通知は簡易書留で届きます。次の3つが入っているか確かめましょう。

- ①マイナンバーの「通知カード」
- ②「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- ③説明書

◆個人番号カード申請

個人番号カードを申請しましょう。申請方法には2通りあります。

- ①郵送で申請
個人番号カードの申請書に本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ
- ②オンラインで申請
スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

◆個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、ご本人が、役場の窓口で個人番号カードを受け取れます。無料で受け取れますが、次の3つが必要になります。

- ①通知カード
- ②個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
- ③運転免許証などの本人確認書類

役場からのお願い

平成27年10月から住民票の住所に、マイナンバーの通知カードが郵送されます。確実に受け取るため、今のお住まいと、住民票の住所が異なる人は、住民票の異動をお願いします。なお、次のようなやむを得ない理由により、住民票の住所地で通知カードを受け取ることができない人は、9月25日(金)までに「居所情報登録申請書」に必要書類を添えて住民票のある住所の市区町村に持参または郵送してください。

申請が認められた人は、登録された居所に郵送します。(申請が必要な人)

- 1人暮らしで、長期間医療機関や福祉施設に入院・入所されている人
- 東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている人
- DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で住所地以外の居所に移動されている人

※「居所情報登録申請書」は役場町民環境課または宮原振興局総務振興課窓口、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)で入手またはダウンロードできます。

- (必要な書類)
- 本人確認書類
- 居所に居住していることを証する書類
- 代理人の代理権を証明する書類(委任状など)
- 代理人の本人確認書類(運転免許証など)

【お問い合わせ先】

総務課 行政係
☎ 52・7111(直通)
町民環境課 戸籍住民係
☎ 52・5851(直通)

